

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

退職金の資金手当

Q: 将来の役員や従業員の退職に備えるための資金をどのように手当すればいいのでしょうか。教えてください。

A: 退職金の準備には、退職給与引当金、適格退職年金制度、生命保険等を利用する方法がありますが、今回は公的な制度をご紹介します。

会社独自で退職金制度を持つことが難しい中小企業の役員や従業員を対象とした国の退職金制度に次のものがあります。

① 中小企業退職金共済制度

この制度は、従業員向けの退職金制度で、中小企業退職金共済事業団が運営しています。

従業員一人一人に対する掛金を決定して、払い込みます。払い込んだ掛金は、全額損金になります。従業員が退職した場合には事業団から退職金が直接支払われることになります。また、使用人兼務役員も加入することができます。

② 小規模企業共済制度

この制度は役員向けの退職金制度で、中小企業事業団が運営しています。

個人事業主や一定の規模の法人の役員が加入できます。

この掛金は、役員個人が負担すべきものになっています。したがって、法人が掛金を負担した場合には、役員報酬になります。なお、この掛金は、個人の所得控除の対象になります。

